

## 厚木市小口零細企業資金融資要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、責任共有制度の導入による小規模企業者の資金調達への影響を緩和するため、国の小口零細企業保証制度の活用により、小規模企業者の安定的な資金調達を促進し、かつ、経営の安定を図るために行う小口零細企業資金（以下「小口資金」という。）の融資について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社又は個人であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令350号。以下「政令」という。）で定める業種に属する事業を主たる事業とする者を除く。）
- (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社又は個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

2 この要綱において「特定金融機関」とは、市長が預託契約を締結した銀行その他の金融機関をいう。

### (融資の対象)

第3条 この要綱に定める小口資金の融資を受けることができる者は、小規模企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。

(2) 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、小口資金の融資を受けることができない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 返済能力がないと認められる者

(3) 市の融資制度を不正に利用した者

(4) 金融機関から取引停止処分を受けている者

(5) 神奈川県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない者

(預託金の総額)

第4条 市は、特定金融機関に融資資金として、予算に定める範囲内の金額を預託するものとする。

2 特定金融機関は、前項の規定による預託金を基金として市長と協議の上融資に充当する金額を定めるものとする。

(融資の内容)

第5条 小口資金の融資の内容は、別表に定めるとおりとする。

(融資の方法)

第6条 小口資金の融資は、小規模企業者からの申込みに基づき、特定金融機関が行うものとする。

(融資の申込み)

第7条 小口資金の融資を受けようとする者は、融資申込書に次に掲げる書類を添えて、特定金融機関に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 確定申告書等財務書類

(2) 市税納税証明書

(3) 法人にあつては法人登記事項証明書、個人にあつては住民票

(4) 設備資金にあつては、見積書

(5) その他特定金融機関が審査をする上で必要と認める書類

2 小口資金の融資を受けた者は、その融資資金を目的以外に使用してはならない。

(再融資の申込み)

第8条 小口資金の融資を受けている者は、別表に掲げる融資限度額から既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を控除して得た額を限度として、追加で融資の申込みをすることができる。

(特定金融機関)

第9条 特定金融機関の指定を受けようとする者は、厚木市中小企業事業資金融資特定金融機関指定申請書により市長に申請しなければならない。

(特定金融機関の義務)

第10条 特定金融機関は、小口資金の融資の申込みがあったときは、速やかに審査を行い、融資の可否を決定するものとする。

2 特定金融機関は、毎月末日現在の貸付状況を厚木市中小企業融資制度貸付状況報告書に融資申込書を添えて、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

3 特定金融機関は、小口資金の融資を受けた者に対し、歩積両建預金等を要求してはならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条、第8条関係）

融資対象者	小規模企業者
資金使途	運転資金 設備資金
融資限度額	2,000万円 ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を含めて2,000万円とする。
融資利率	市長と特定金融機関が協議して定める率
融資期間	10年以内
返済方法	割賦返済（据置期間6箇月以内）
担保	原則として無担保とする。
保証人	信用保証協会の定めるところによる。
信用保証	小口零細企業保証制度の信用保証を付するものとする。